

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月11日

名古屋市人事委員会委員長 二神 望

名古屋市人事委員会規則第11号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成28年名古屋市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第3号中「第28条第3項第1号括弧書」を「第28条第3項第1号」に、「同法第86条第2項」を「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の16の2第1項第1号イに掲げる場合（令和9年以後の各年分にあっては、同項に掲げる場合）における同項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の退職管理に関する規則（以下「改正後規則」という。）及び次項の規定は、令和7年12月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 改正後規則第23条第1項第3号の規定は、適用日以後に営利企業（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下同じ。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（改正後規則第23条第1項第1号及び第2号に掲げる場合を除く。以下同じ。）について適用し、適用日前に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合については、なお従前の例による。